

政策会議付議事案書 (令和2年1月28日)

提案課名 戸籍住民課

報告者名 原田 真智子

<p>事案名</p>	<p>秦野市印鑑条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>成年被後見人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和49年2月1日自治振第10号自治省行政局振興課長通知）の一部が改正されました。</p> <p>この改正により、これまで成年被後見人については印鑑登録の資格がありませんでしたが、法定代理人が同行し、かつ、成年被後見人本人から印鑑登録の申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録を受けることができるようになります。</p> <p>しかし、印鑑登録の規定については、各自治体が条例で定めているため、成年被後見人が、上記の条件を満たす場合は、印鑑の登録を受けることができるよう、秦野市印鑑条例を改正するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>令和元年 6 月 1 4 日 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等 を図るための関係法律の整備に関する法律」公布</p> <p>〃 1 1 月 1 9 日 「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について」の 総務省通知</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答の追加等について」により次のとおり対応するもの</p> <p>1 問1について</p> <p>(1) 印鑑の登録</p> <p>成年被後見人からの印鑑の登録の申請については、法定代理人が同行し、かつ、成年被後見人が印鑑登録の必要性を理解し、申請書の必要事項を記載（申請書の記載ができない者については、申請内容を口頭で説明）できる場合に限り、印鑑登録の受付を行う。</p> <p>(2) 印鑑登録の廃止</p> <p>ア 法定代理人と成年被後見人が同行している場合 廃止の処理を行う</p> <p>イ 法定代理人又は成年被後見人どちらか一方のみの場合 職権により抹消の処理を行う</p> <p>2 問2について</p> <p>現条例にて対応済み</p>	

今後の 取扱い	令和2年2月	令和2年3月第1回定例会に条例の一部改正案を提出
	〃 4月1日	印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の実施 秦野市印鑑条例の改正の施行

秦野市印鑑条例の一部を改正することについて

秦野市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人に係る欠格条項等が見直されたことに伴い、成年被後見人も、一定の条件のもと、印鑑の登録を受けることができることとするため、改正するものであります。

秦野市印鑑条例の一部を改正する条例

秦野市印鑑条例（昭和55年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p>

秦野市印鑑条例の一部改正について

1 条例改正の背景

成年被後見人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和49年2月1日自治振第10号自治省行政局振興課長通知）の一部が改正されたことから本条例の一部改正を行うものです。

2 条例改正の概要

これまで成年被後見人については印鑑登録の資格がありませんでしたが、本改正により、法定代理人が同行し、かつ、成年被後見人本人から印鑑登録の申請があるときは、その成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録を受けることができることとするものです。

3 申請の受付

窓口において、成年被後見人本人が申請書の必要事項を記載（申請書の記載ができない者については、申請内容を口頭で説明）できる場合、印鑑登録の受付を行うものです。

総行住第 119 号
令和元年 11 月 19 日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について (通知)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第 37 号)の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領(昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知)の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村(特別区を含む。)に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 印鑑登録証明事務処理要領の一部改正

印鑑登録証明事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第 2 実施期日

この通知は、令和元年 12 月 14 日から実施する。

担当：総務省自治行政局住民制度課
坂場係長、川上官、濱田官
03-5253-5517 (直通)
03-5253-5592 (FAX)
juki@soumu.go.jp (メール)

印鑑登録証明事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	令和元年12月14日以降
<p>第2 印鑑の登録に関する事項</p> <p>1 登録資格</p> <p>(2) (1)に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。</p> <p>ア 15歳未満の者</p> <p>イ <u>成年被後見人</u></p> <p>4 登録印鑑</p> <p>(3) 市町村長は、(2)－ア及びイにかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>5 印鑑登録原票</p> <p>(1) 必要登録事項</p> <p>市町村長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>第2 印鑑の登録に関する事項</p> <p>1 登録資格</p> <p>(2) (1)に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。</p> <p>ア 15歳未満の者</p> <p>イ <u>意思能力を有しない者（アに掲げる者を除く。）</u></p> <p>4 登録印鑑</p> <p>(3) 市町村長は、(2)－ア及びイにかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>5 印鑑登録原票</p> <p>(1) 必要登録事項</p> <p>市町村長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p>

ウ 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。））をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。））がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

エ～カ （略）

キ 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第6 個人番号カードの印鑑登録証等としての利用に関する事項

2 個人番号カードの条例等利用領域又は磁気ディスク等を利用して印鑑登録証等として利用する場合

- (1) 個人番号カードの条例等利用領域（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）第1－12の条例等利用領域をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク等を利用して印鑑登録証等として利用する場合には、基本利用領域（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準第1－4の基本利用領域をいう。）及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気ディスク等に必要な事項を記録するものとする。

ウ 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

エ～カ （略）

キ 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

第6 個人番号カードの印鑑登録証等としての利用に関する事項

2 個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証等として利用する場合

- (1) 個人番号カードの条例等利用領域（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）第1－12の条例等利用領域をいう。以下同じ。）又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証等として利用する場合には、基本利用領域（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準第1－4の基本利用領域をいう。）及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録するものとする。

総行住第 120 号
令和元年 11 月 19 日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答について

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（令和元年 11 月 19 日付け総行住第 119 号）に係る質疑応答について、下記のとおり作成しましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(問) 成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合には、当該申請を受け付けることができるか。

(答) 意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えない。

担当：総務省自治行政局住民制度課
坂場係長、川上官、濱田官
03-5253-5517（直通）
03-5253-5592（FAX）
juki@soumu.go.jp（メール）

総行住第 128 号
令和元年 12 月 12 日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答の追加等について

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（令和元年 11 月 19 日付け総行住第 119 号）に係る質疑応答については、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答について（令和元年 11 月 19 日付け総行住第 120 号）を発出したところですが、この度、質疑応答を修正（問 1）及び追加（問 2）し、下記のとおりまとめることとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（問 1）成年被後見人から印鑑の登録の申請、登録の廃止の申請又は登録事項の修正の届出を受けた場合には、これらの申請又は届出を受け付けることができるか。

（答）成年被後見人から印鑑の登録の申請、登録の廃止の申請又は登録事項の修正の届出を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請又は届出があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、これらの申請又は届出を受け付けることとして差し支えない。

なお、成年被後見人から印鑑の登録の廃止の申請を受けた場合において、法定代理人が同行せず、又は当該成年被後見人本人による申請がないときは、当該印鑑の登録を職権で抹消することとして差し支えない。

（問 2）既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、どのように取り扱うべきか。

（答）既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消した上で、その者に対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続について案内することが適当である。

担当：総務省自治行政局住民制度課
坂場係長、川上官、濱田官
03-5253-5517（直通）
03-5253-5592（FAX）
juki@soumu.go.jp（メール）

政策会議付議事案書 (令和2年1月28日)

提案課名 地域共生推進課

報告者名 安川 正幸

<p>事案名</p>	<p>秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針 (案) について</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>近年、本市では、8050問題など複合的な生活課題が増え、従来の地域での対応や分野ごとの行政・相談支援機関等での対応だけでは困難な事例が増加傾向にあります。</p> <p>このようなことから、対応困難な複合的な生活課題に対応する包括的な相談支援体制の整備や、地域に暮らす人たちが共に支え合い、地域課題に取り組む地域づくりが求められています。</p> <p>そこで、本市にある既存の地域資源や相談支援機関を生かしながら、新たな機能を加えることで、子どもから高齢者、障害者や生活困窮者など、すべての人が共に助け合い、共に支え合うことで住み慣れた地域で豊かで安心な暮らしを実現する「地域共生社会」を目指すための基本方針を策定するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和元年 6月 1日～11月29日 秦野市相談支援包括推進会議の開催(3回)</p> <p>〃 6月 7日～ 8月 7日 地域共生社会の実現に向けたアンケート・ヒアリング調査の実施</p> <p>〃 10月16日～12月 9日 社協主催 秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会の開催(2回)</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 「地域共生社会の実現に向けた基本方針 (案)」に基づき、次のとおり、包括的な支援体制を進めること。</p> <p>(1) 地域共生支援センターの設置</p> <p>(2) 基幹型センターの設置 ※国庫補助金を活用</p> <p>① 地域コーディネーターの配置 (地域の調整役及び相談支援機関の支援役の専門職)</p> <p>② 虐待等の相談役の顧問弁護士の配置</p> <p>(3) 地域共生ネットワーク会議の設置</p> <p>(4) 地域高齢者支援センターを地域包括支援センターへ条例改正</p> <p>(5) 地区ごとに地区協議会の設置</p> <p>※ (1)～(5)の名称については仮称です。</p> <p>2 地域共生社会を推進するため、今後、庁内の他計画等にも地域共生社会の理念を反映すること。</p>	

今後の 取扱い	令和2年度	地域共生支援センターの設置 包括的な相談支援体制の具体的な準備 次期地域福祉計画の策定
	令和3年3月	社会福祉審議会への諮問・答申、計画の決定
	令和3年度	包括的な相談支援体制の本格的開始、基幹型センターの開設、 「地域福祉計画」の改定

秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針（案）

1 目的

子どもから高齢者、障害者、生活困窮者など、すべての人が社会の一員として互いに尊重され、社会から孤立せず、共に助け合い、共に支え合うことで住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができる「地域共生社会」を目指す。

2 現状と課題

(1) 現状・背景

- ア 少子高齢化・人口減少の進展
- イ 複合的な生活課題の増加、住民同士の関わりの希薄化、社会的孤立、地域の福祉力の低下
- ウ 社会福祉法の改正（平成29年）
 - 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定
 - 包括的な支援体制づくりの努力義務規定
 - 地域福祉計画が福祉分野の上位計画へ位置づけ

(2) 課題と対応

- ア ボランティア等の人材、後継者の不在
 - 地域福祉推進のための人づくり（意識醸成等）
- イ 住民関係の希薄化による地域の福祉力の低下
 - みんなで支え合う地域づくり
- ウ 複合的な課題を抱える世帯の増加
 - 困っている人を包括的に支援する体制づくり（連携強化等）

3 基本理念

地域で共に支え合い、すべての市民が豊かに安心して暮らせるはだの

4 基本体系

基本目標	方 針
(1) 包括的な支援体制の構築	① より身近な相談体制の充実 ② 地域の相談支援機関への支援の充実 ③ 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化

(2)みんなで 支え合う地 域づくり	① 地域共生社会の理念の周知 ② 社会参加・交流の促進 ③ 地域における見守りの推進 ④ 社会福祉法人等による公益的活動の促進
--------------------------	--

5 関連施策

《基本目標(1)》 包括的な支援体制の構築

＜基本方針①＞ より身近な相談体制の充実

【主な取り組み事業】

- ア 民生委員・児童委員等の担い手の確保、相談支援
- イ より身近な地域の相談先の周知
- ウ 相談支援機関による相談の実施
- エ 地域高齢者支援センターを地域包括支援センターへ条例改正

＜基本方針②＞ 地域の相談支援機関への支援の充実

【主な取り組み事業】

- ア 基幹型センターの設置（地域コーディネーターの配置）
- イ 多職種・多機関連携の推進

＜基本方針③＞ 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化

【主な取り組み事業】

- ア 「秦野市相談支援包括推進会議」の設置
- イ 「秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会」の設置
- ウ 「地域共生支援センター」の設置
- エ 各分野のネットワークの主体を構成員とする「地域共生ネットワーク会議」の設置

《基本目標(2)》 みんなで支え合う地域づくり

＜基本方針①＞ 地域共生社会の理念の周知

【主な取り組み事業】

自治会や学校、ボランティアなどへの「地域共生社会」の理念の周知

＜基本方針②＞ 社会参加・交流の促進

【主な取り組み事業】

- ア 高齢者、障害者、子ども、地域住民等がその垣根を越えて活動し、相互交流できる環境整備・支援

イ 全世代を対象とする地域住民との触れ合いや交流の場であるサロン活動の普及促進

<基本方針③> 地域における見守りの推進

【主な取り組み事業】

- ア 地域住民の支え合いの促進（地区ごとに地区協議会の設置）
- イ 多様な主体による見守り活動の促進

<基本方針④> 社会福祉法人等による公益的活動の促進

【主な取り組み事業】

社会福祉法人が地域における福祉ニーズを反映した公益的な取り組みに向けての協力・連携・支援

6 地域共生社会のイメージ

別紙のとおり

7 今後のスケジュール

令和元年度 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制等の検討

令和2年度

- ・ 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制等に係る具体的な準備（基幹型センターの設置準備・地区協議会の設置準備等）
- ・ 次期地域福祉計画の策定等

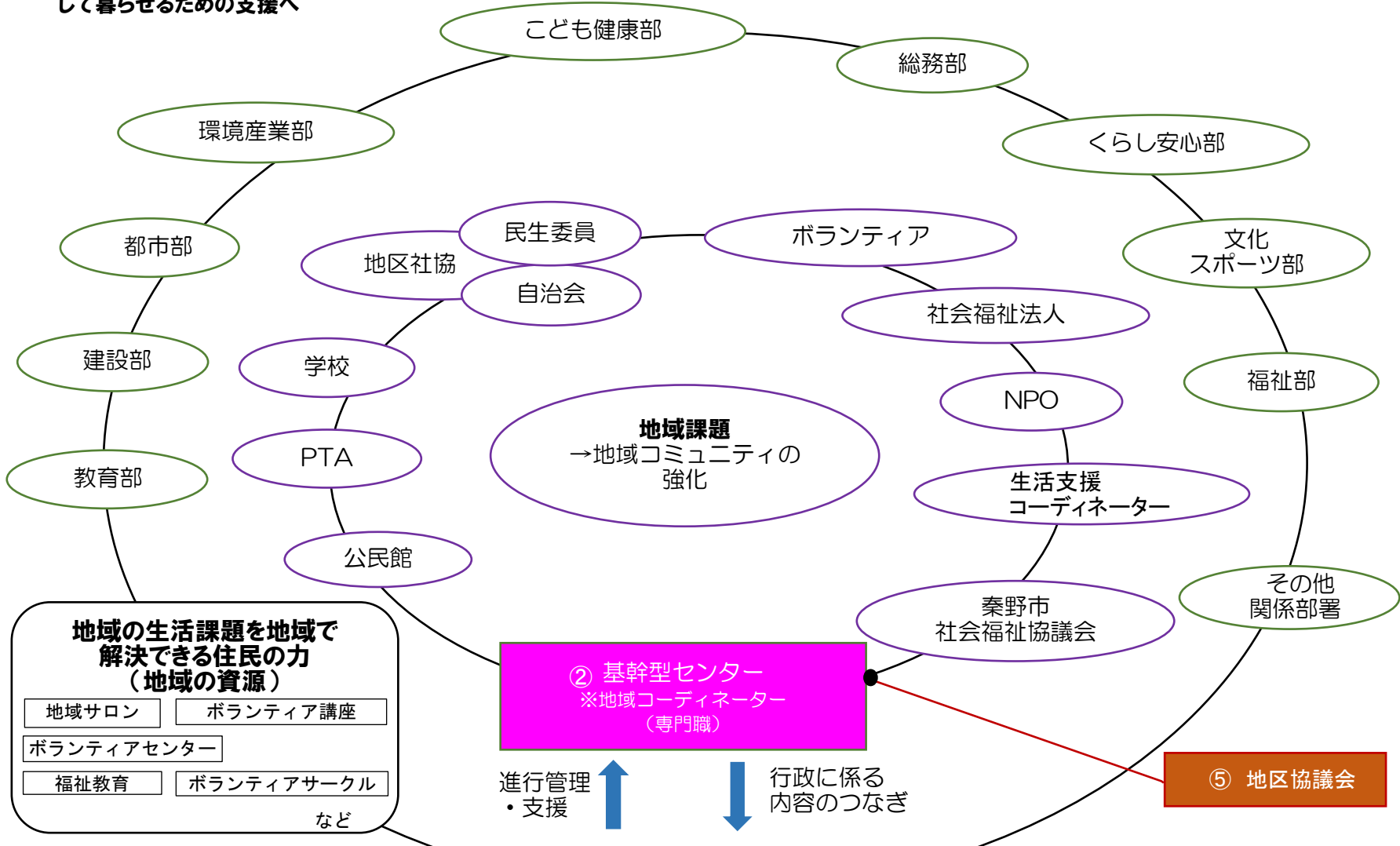
令和3年度

- ・ 次期地域福祉計画のスタート
- ・ 包括的な相談支援体制等のスタート（基幹型センターの開設等）

地域共生社会のイメージ(案)

1 地域力の強化(地域支援)

- (1) 住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- (2) 地域生活課題を丸ごと受け止めて、地域で安心して暮らせるための支援へ



地域で解決できない課題を整理した上で行政・相談支援機関の包括的支援体制につなぎ課題解決へ取り組む。

未解決課題のつなぎ



支援・バックアップ

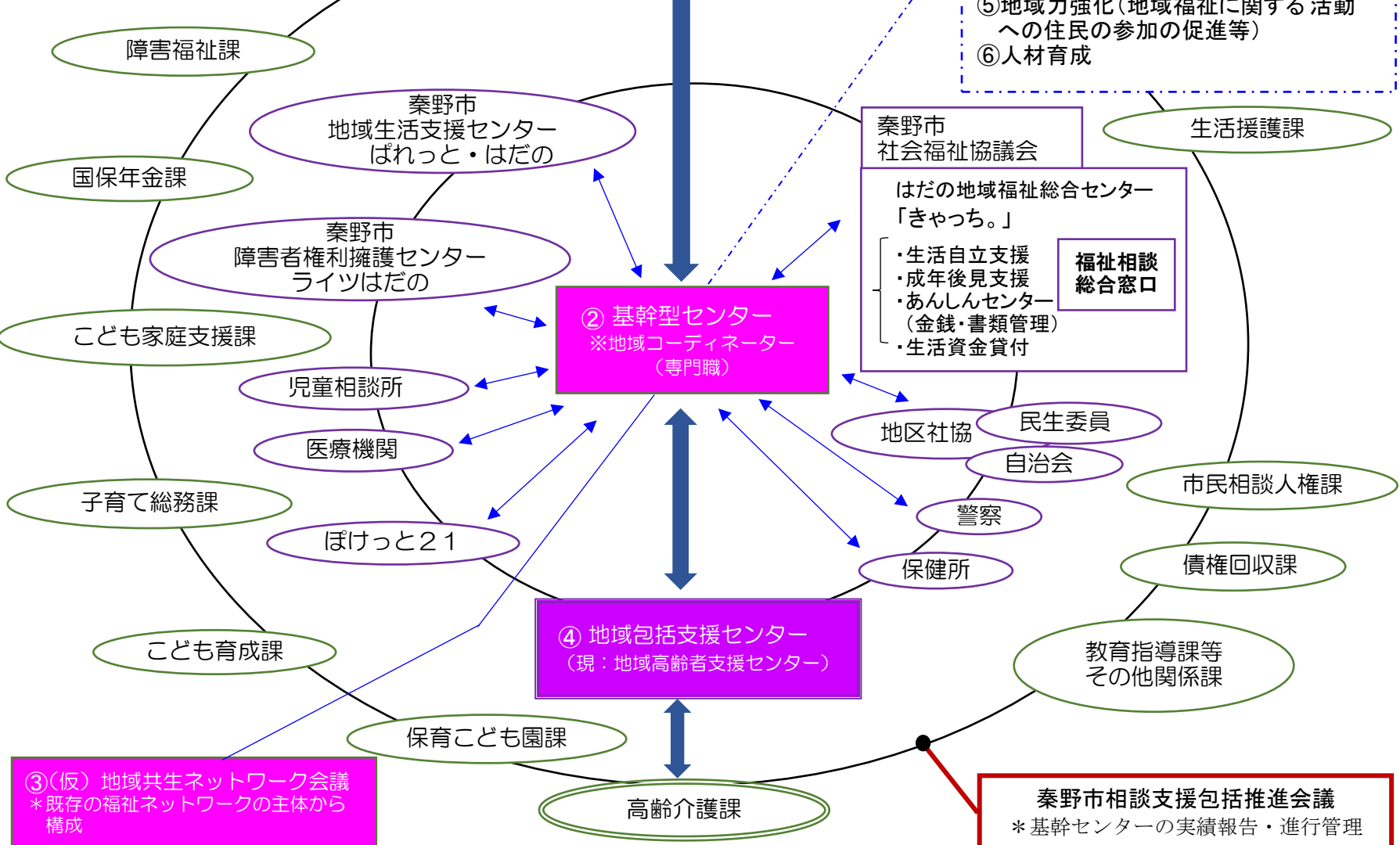
行政・相談支援機関による包括的支援体制の中で協議した解決策等を地域へフィードバックし、地域コーディネーターを中心に、必要に応じて、関係団体の機関等と連携して地域生活課題の解決に向けて取り組む。

基幹型センターへの主な委託業務内容

- ① 関係機関の役割の整理
- ② 情報発信
- ③ 関係機関の連携強化に向けての研修会
- ④ 個別支援調整会議
- ⑤ 地域力強化(地域福祉に関する活動への住民の参加の促進等)
- ⑥ 人材育成

2 包括的な支援体制整備(個別支援)

- (1) 制度の狭間、複合的な生活課題に関する相談支援連携体制
- (2) 相談支援機関に対する支援



政策会議付議事案書 (令和2年1月28日)

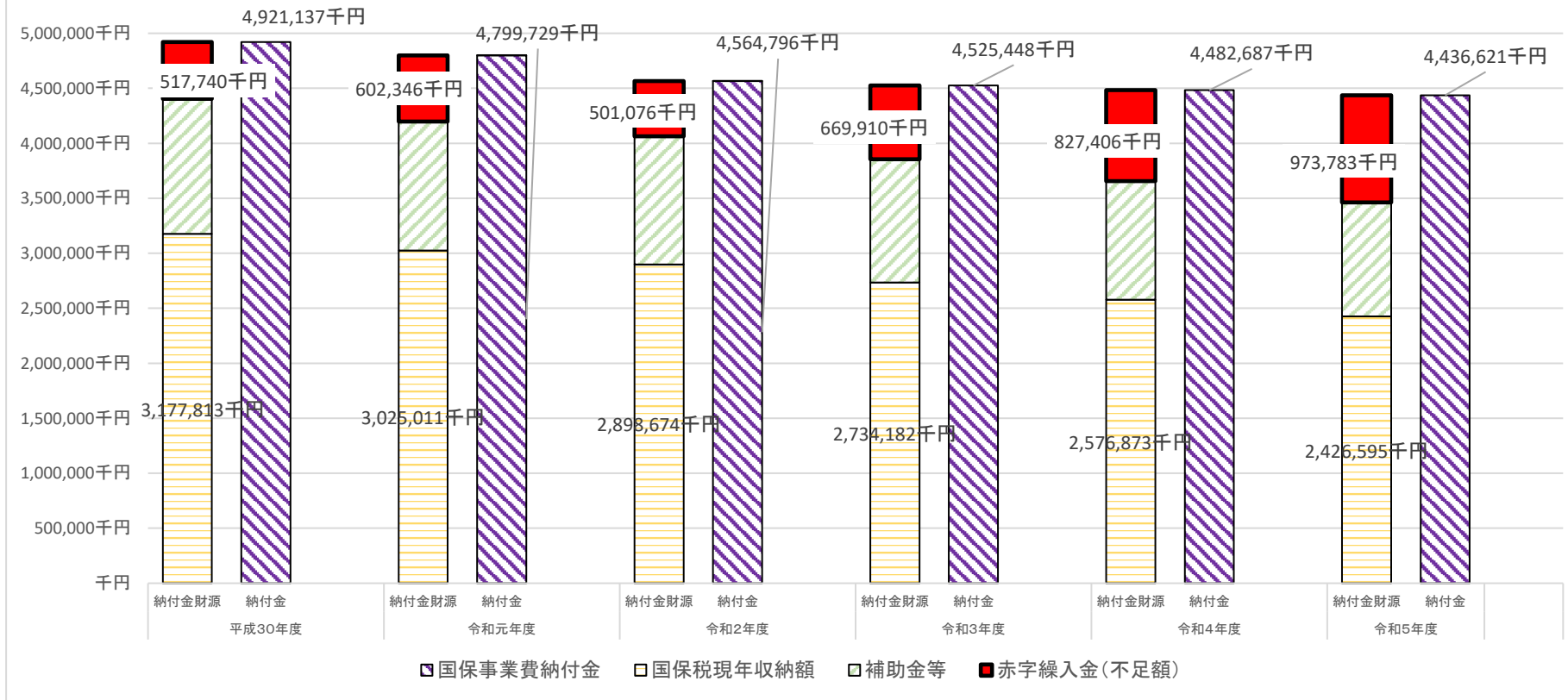
提案課名 国保年金課

報告者名 陶山 茂

<p>事案名</p>	<p>秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>国民健康保険事業特別会計は、医療の高度化及び国保加入者の高齢化率の増加に伴い、一人当たり医療費が増大する一方、社会保険の適用拡大等により被保険者数の減少による国民健康保険税の税収は減少傾向にあります。現行税率を維持した場合、一般会計からの繰入金のうち、決算補填を目的とした法定外の繰入金（赤字繰入金）が今後2年間で11億7千万円に達することが見込まれます。（資料1）</p> <p>平成30年度からの国保制度改革では、神奈川県が算定した「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）・標準保険料率」に基づき、市は県へ納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険料率を決定する仕組みに変わりました。</p> <p>また、神奈川県が策定した国民健康保険事業運営方針では、一般会計からの決算補填を目的とした法定外の繰入金（赤字繰入金）は削減すべきであると定められています。</p> <p>納付金の財源となる保険税収入は今後も減少が予想され、また、本市の一人当たり保険税額は、県内19市中17番目と低い一方、赤字繰入金は19市中6番目に高い状況であり、標準保険料率との乖離、県内各市との格差解消及び国民健康保険財政の歳入歳出の均衡を図るため、税率改正を行うものです。（資料2）</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 過去10年間における税率改正の経過（資料3） 平成22・26年度に税率改正を実施</p> <p>2 税率改正の検討内容（資料3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の改定の引き上げ率を参考にした引き上げ率の検討 ・ 県内各市の一人当たりの保険税額や赤字繰入金の比較 ・ 低所得者への配慮（応能応益割合の見直し） 	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>1 標準保険料率との乖離及び県内各市保険料率との格差解消のための段階的取組として、保険税率を7.48%引き上げること。</p> <p>2 被保険者の一人当たり保険給付費の増加等による特別会計の財源不足を補うため基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率、均等割額及び世帯別平等割額を引き上げ、介護納付金課税額に係る所得割率を引き上げること。</p>	

今後の 取扱い	令和元年 1 月 19 日	国保運営協議会（国保財政の現状について）
	令和 2 年 1 月下旬	国保運営協議会（諮問）
	〃 2 月上旬	国保運営協議会（答申）
	〃 2 月下旬	令和 2 年 3 月市議会第 1 回定例会へ条例改正議案を提出

現行税率による赤字繰入金の推計



■ 国保事業費納付金
 ■ 国保税現年収納額
 ■ 補助金等
 ■ 赤字繰入金 (不足額)

(単位: 千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者数	40,198人	38,564人	37,286人	35,888人	34,513人	33,164人
(歳出)国保事業費納付金	4,921,137	4,799,729	4,564,796	4,525,448	4,482,687	4,436,621
財源内訳						
補助金等	1,225,584	1,172,372	1,165,046	1,121,357	1,078,409	1,036,243
国保税現年収納額	3,177,813	3,025,011	2,898,674	2,734,182	2,576,873	2,426,595
赤字繰入金	517,740	602,346	501,076	669,909	827,405	973,783
赤字繰入金増加予想	-	84,606	-101,270	168,833	157,496	146,378

県内19市 国民健康保険の一世帯当り保険税(料)及び所得額等

平成29年度決算ベース

保険者名	税・料	1人当たり 保険料(円)	順位	1世帯当たり 保険料(円)	順位	1世帯当たり 所得額(円)	順位	1人当たり 赤字繰入(円)	順位	1人当たり 赤字繰入(円) ※H30年度	順位
横浜市	料	101,406	8	154,788	10	919,937	5	14,057	6	11,782	7
川崎市	料	111,675	1	169,088	3	986,930	2	13,089	8	10,593	9
横須賀市	料	96,983	11	152,223	11	658,675	19	9,513	12	0	17
平塚市	税	94,211	14	151,753	12	728,051	16	11,639	10	4,387	13
鎌倉市	料	100,893	9	157,167	9	1,082,435	1	13,497	7	13,356	4
藤沢市	料	103,960	4	166,362	5	943,017	4	0	17	2,456	15
小田原市	料	101,720	6	161,530	7	684,421	18	3,712	15	2,542	14
茅ヶ崎市	料	101,506	7	164,806	6	837,192	8	0	17	0	17
逗子市	料	95,201	13	149,297	14	946,157	3	21,800	2	5,291	11
相模原市	税	93,540	15	147,973	15	781,790	12	16,397	4	13,298	5
三浦市	税	108,991	2	190,695	1	817,000	10	1,219	16	4,639	12
秦野市	税	86,936	17	140,852	18	772,430	13	16,265	5	12,929	6
厚木市	料	103,095	5	168,335	4	828,120	9	4,037	14	11,643	8
大和市	税	96,034	12	151,208	13	876,277	7	16,577	3	9,186	10
伊勢原市	税	98,084	10	158,989	8	797,771	11	10,984	11	1,784	16
海老名市	税	90,135	16	145,828	16	887,826	6	12,018	9	17,567	2
座間市	税	84,970	19	133,838	19	749,720	14	32,441	1	18,523	1
南足柄市	税	108,272	3	172,764	2	702,208	17	0	17	0	17
綾瀬市	税	86,702	18	145,091	17	745,814	15	9,390	13	17,335	3
平均		98,122		156,978		828,725		10,876		8,280	

1 税率改定推移

令和2年1月28日国保年金課作成

(1) 医療分

年度	所得割 (%)	改定率 (%)	均等割 (円)	改定率 (%)	平等割 (円)	改定率 (%)	調定改定 率 (%)
平成2年	4.54	—	8,040	—	10,920	—	
平成5年	—	—	9,360	16.42	12,480	14.29	
平成8年	5.74	26.43	12,000	28.21	15,480	24.04	
平成12年	—	—	15,600	30.00	19,320	24.81	
平成13年	5.93	3.31	18,700	19.87	20,200	4.55	5.57
平成17年	5.99	1.01	21,000	12.30	22,000	8.91	3.83
平成18年	6.30	5.18	21,200	0.95	22,200	0.91	4.20
平成20年	4.65	—	15,700	—	16,500	—	—
平成22年	4.79	3.01	18,600	18.47	19,900	20.61	6.98
平成26年	5.38	12.32	19,600	5.38	20,800	4.52	6.24

(2) 後期高齢者支援分

年度	所得割 (%)	改定率 (%)	均等割 (円)	改定率 (%)	平等割 (円)	改定率 (%)	調定改定 率 (%)
平成20年	1.65	—	5,500	—	5,700	—	—
平成22年	1.87	13.33	6,200	12.72	6,600	1.51	10.61
平成26年	1.98	5.88	6,300	1.61	6,700	1.52	1.36

(3) 介護納付金分

年度	所得割 (%)	改定率 (%)	均等割 (円)	改定率 (%)	平等割 (円)	改定率 (%)	調定改定 率 (%)
平成12年	0.89	—	3,840	—	4,440	—	
平成13年	1.20	34.83	3,960	3.13	4,560	2.70	5.57
平成17年	1.28	6.67	4,800	21.21	4,560	0.00	3.83
平成18年	1.79	39.84	5,500	14.58	5,900	29.39	4.20
平成20年	1.79	—	5,500	—	5,900	—	6.98
平成26年	1.83	12.23	6,400	16.36	6,800	15.25	6.24

(4) 全体調定改定率

年度	改定率 (%)
平成12年	7.33
平成13年	7.54
平成17年	4.11
平成18年	5.83
平成22年	7.91
平成26年	5.44

※平成20年度は、後期高齢者医療制度が施行されたことにより、18年度の医療分の税率を「医療分」と「後期高齢者支援金分」に振り分け。

(5) 過去の改定による増加額

年度	改正前(円)	改正後(円)	増加額(円)
平成12年	143,618	154,658	11,040
平成13年	181,641	197,431	15,790
平成17年	195,300	205,700	10,400
平成18年	205,500	222,500	17,000
平成22年	221,000	238,500	17,500
平成26年	238,500	252,200	13,700

※200万円所得の50歳夫婦、2人世帯で算出。平成22年度までは資産割4,590円を含む。

2 税率改定案(モデルケース：200万円所得の50歳夫婦、2人世帯で算出)

(1) 医療給付費分

	所得割	均等割	平等割	モデルケース税額
現行	5.38%	19,600円	20,800円	149,800円
改定後	5.89%	19,700円	21,400円	159,100円
差	0.51%	100円	600円	9,300円
改定率	9.48%	0.51%	2.88%	6.21%

(2) 後期高齢者支援金分

	所得割	均等割	平等割	モデルケース税額
現行	1.98%	6,300円	6,700円	52,300円
改定後	2.37%	6,700円	7,300円	60,200円
差	0.39%	400円	600円	7,900円
改定率	19.70%	6.35%	8.96%	15.11%

(3) 介護納付金分

	所得割	均等割	平等割	モデルケース税額
現行	1.83%	6,400円	6,800円	50,100円
改定後	1.98%	6,400円	6,800円	52,600円
差	0.15%	据え置き	据え置き	2,500円
改定率	8.20%	—	—	5.00%

(4) 合計(標準税額での比較)

改正前 252,200円 改正後 271,900円

差引 19,700円(7.81%増)

※標準保険料率 287,600円(35,400円増、14.01%増)

改定率毎の赤字繰入推移

単位:千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者数		40,198人	38,564人	37,286人	35,888人	34,513人	33,164人
(歳出) 国保事業費納付金		4,921,137	4,799,729	4,564,796	4,525,448	4,482,687	4,436,621
財 源 内 訳	補助金等	1,225,584	1,172,372	1,165,046	1,121,357	1,078,409	1,036,243
	国保税現年収納額	3,177,813	3,025,011	2,898,674	2,734,182	2,576,873	2,426,595
	赤字繰入金	517,740	602,346	501,076	669,909	827,405	973,783
改定率9.43%収納額				3,172,073	2,992,069	2,819,923	2,655,471
赤字繰入金				227,677	412,022	584,355	744,907
改定率8.42%収納額				3,142,647	2,964,299	2,793,751	2,630,825
赤字繰入金				257,103	439,792	610,527	769,553
改定率7.48%収納額				3,115,458	2,938,655	2,769,583	2,608,066
赤字繰入金				284,292	465,436	634,695	792,312
改定率6.37%収納額				3,083,457	2,908,469	2,741,133	2,581,276
赤字繰入金				316,293	495,622	663,145	819,102

国民健康保険税税率試算表

全体分

	所得割 %	改正率 %	均等割 円	改正率 %	平等割 円	改正率 %	応能応益割合 (軽減前、限度超後)	改定に伴う 調定額伸率 (元年度調定 見込み対比)	改定に伴う 増加額 (千円)	改定後の標準家庭世帯 (2人世帯・ 200万円所得) における影響額		県内 19市順位
										1世帯当たり 増加額 (円)	1人当たり 増加額 (円)	
現行	9.19		32,300		34,300		52.95 : 47.05			252,200(※)	126,100(※)	17位
試算案1 標準保険料率	10.19	10.88	38,272	18.49	40,960	19.42	50.79 : 49.21	12.45	360,968	35,400	17,700	7位
試算案2 改定率9.43%	10.45	13.71	33,300	3.10	36,200	5.54	54.74 : 45.26	9.43	273,399	25,000	12,500	13位
試算案3 改定率8.42%	10.35	12.62	33,000	2.17	35,800	4.37	54.79 : 45.21	8.42	243,973	22,300	11,150	14位
試算案4 改定率7.48%	10.24	11.43	32,800	1.55	35,500	3.50	54.83 : 45.17	7.48	216,784	19,700	9,850	14位
試算案5 改定率6.37%	10.14	10.34	32,300	0.00	35,100	2.33	54.83 : 45.17	6.37	184,783	16,600	8,300	16位

* 収納率は、91.6%

※は、現行の税額を表記

所得別国民健康保険税試算額（試算案4 改定率7.48%）

単位：円

	現 行				改定後				増加率等		
	医療	後期	介護	合計	医療	後期	介護	合計	年間税額差	増加率	1か月当り
800万	472,600	171,100	159,900	803,600	512,500	202,400	171,400	886,300	82,700	10.29%	6,891
700万	418,800	151,300	141,600	711,700	453,600	178,700	151,600	783,900	72,200	10.14%	6,016
600万	365,000	131,500	123,300	619,800	394,700	155,000	131,800	681,500	61,700	9.95%	5,141
500万	311,200	111,700	105,000	527,900	335,800	131,300	112,000	579,100	51,200	9.70%	4,266
400万	257,400	91,900	86,700	436,000	276,900	107,600	92,200	476,700	40,700	9.33%	3,391
300万	203,600	72,100	68,400	344,100	218,000	83,900	72,400	374,300	30,200	8.78%	2,516
200万	149,800	52,300	50,100	252,200	159,100	60,200	52,600	271,900	19,700	7.81%	1,641
100万	84,000	28,700	27,900	140,600	88,100	32,400	28,900	149,400	8,800	6.26%	733
0	18,000	5,700	5,800	29,500	18,200	6,200	5,800	30,200	700	2.37%	58

※50歳2人世帯

※所得100万円は2割軽減、所得0円は7割軽減後の額

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

保険給付費の増加等による特別会計の財源不足が見込まれることから、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率、均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割率を引き上げるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.38」を「100分の5.89」に改める。

第5条中「19,600円」を「19,700円」に改める。

第6条中「20,800円」を「21,400円」に改める。

第7条中「100分の1.98」を「100分の2.37」に改める。

第8条中「、6,300円」を「6,700円」に改める。

第9条中「、6,700円」を「7,300円」に改める。

第10条中「100分の1.83」を「100分の1.98」に改める。

第16条第1号ア中「13,720円」を「13,790円」に改め、同号イ中「14,560円」を「14,980円」に改め、同号ウ中「4,410円」を「4,690円」に改め、同号エ中「4,690円」を「5,110円」に改め、同条第2号ア中「9,800円」を「9,850円」に改め、同号イ中「10,400円」を「10,700円」に改め、同号ウ中「3,150円」を「3,350円」に改め、同号エ中「3,350円」を「3,650円」に改め、同条第3号ア中「3,920円」を「3,940円」に改め、同号イ中「4,160円」を「4,280円」に改め、同号ウ中「1,260円」を「1,340円」に改め、同号エ中「1,340円」を「1,460円」に改める。

第17条第2項中「月割」を「月割り」に改める。

第23条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.89を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について19,700円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について21,400円とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.37を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.38を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について19,600円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について20,800円とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。</p>

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について6,700円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について7,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について6,300円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.83を乗じて算定する。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **13,790円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **14,980円**

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **4,690円**

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **5,110円**

オ・カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **9,850円**

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **13,720円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **14,560円**

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **4,410円**

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **4,690円**

オ・カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **9,800円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 10,700円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,350円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,650円

オ・カ （略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,940円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,280円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,340円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 10,400円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,150円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

オ・カ （略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,920円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,160円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,260円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 1,460円

オ・カ (略)

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 (略)

2 保険税の賦課期日後に前項の特例対象被保険者等となった場合にあっては、その属する月以後の所得割額は、前項の特例対象被保険者等であるものとして、月割りによって算定する。

(税額の端数計算の特例)

第23条 法第20条の4の2第6項ただし書の規定により、保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用

1世帯について 1,340円

オ・カ (略)

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 (略)

2 保険税の賦課期日後に前項の特例対象被保険者等となった場合にあっては、その属する月以後の所得割額は、前項の特例対象被保険者等であるものとして、月割によって算定する。

(税額の端数計算の特例)

第23条 法第20条の4の2第6項ただし書の規定により、保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

<p>し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	
---	--

政策会議付議事案書 (令和2年1月28日)

提案課名 保育こども園課

報告者名 小山田 範人

<p>事案名</p>	<p>秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">(有) 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>3歳から5歳までの全ての子ども及び3歳未満の非課税世帯の子どもに係る幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料を無償化する「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。</p> <p>これに伴い、食事の提供に要する費用の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、無償化に当たってもこの考え方を維持することとされました。これを踏まえ、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部を改正する内閣府令が公布、施行されましたが、経過措置として、府令の施行日から起算して1年を超えない期間内において、市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この基準が市町村の条例とみなすこととされました。このため、令和元年第2回定例会で行った無償化に関する条例改正のうち、「秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例」については、他の条例と用語を合わせるための改正のみ行いました。</p> <p>経過措置期間内において、内閣府令の改正内容を条例に反映させるとともに、用語の整理を行うため、所要の改正を行うものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和元年 5月17日 「子ども・子育て支援法」改正</p> <p>〃 31日 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正府令公布（施行日は10月1日）</p> <p>〃 6月 令和元年第2回定例会で条例改正（用語の整理、施行日は10月1日）</p> <p>〃 10月 1日 幼児教育・保育の無償化が実施（改正「子ども・子育て支援法」施行）</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>内閣府令で規定された食事の提供に要する費用の取扱いの変更については、市町村が条例を定める際の従うべき基準とされているため、府令で定められた経過措置の期間内において、本市の条例に規定するとともに、用語の整理を行うこと。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年2月 令和2年3月第1回市議会定例会に条例改正案を提出</p>	

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 幼児教育・保育の無償化の実施後、市町村が条例で定めるまでの間は国が定める基準を適用することとされていた、食事の提供に要する費用の基準を定めること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に準じて、特定教育・保育施設等の運営等の基準に係る規定を改めること。

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「の規定において」を「において」に、「本市」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「法及び児童福祉法」を「法、児童福祉法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。第13条第4項第3号ア（イ）において「政令」という。）」に改める。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削る。

第7条中「本市」を「市町村」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による本市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「規定する額（その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、その特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による国

が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用教育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第4項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに応じ、その教育・保育給付認定保護者及びその教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額の合算額がそれぞれの（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに応じ、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれの（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第17条中「教育・保育給付認定子ども又はその保護者」を「その教育・保育給付認定子ども又はその教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「本市」を「市町村」に改め、同条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に、「本市」を「その施設型給付費の支給に係る市町村」に改める。

第20条第5号中「教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用」に改める。

第27条第3項中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第3項中「本市」を「市町村」に改め、同条第4項中「本市が行う報告」を「市町村が行う報告」に、「本市の職員」を「市町村の職員」に、「本市が行う調査」を「市町村が行う調査」に、「本市から」を「その市町村から」に改め、同条第5項中「本市から」を「市町村から」に、「本市に」を「その市町村に」に改める。

第34条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

第34条第2項第3号中「に規定する本市」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第3項前段中「特定教育・保育には特別利用保育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ」を加え、「この章」を「前節」に改め、同項の表に次のように加える。

第13条第2項	法第27条第3項第1号に掲げる額	法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
第13条第4項第3号イ（ア）	教育・保育給付認定子ども	教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）

第13条第4項 第3号イ（イ）	最年長者及び2番目の年長者である者を除く	最年長者及び2番目の年長者である者を除き、特別利用保育を受ける者を含む
--------------------	----------------------	-------------------------------------

第36条第3項前段中「特定教育・保育には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ」を加え、「この章」を「前節」に改め、同項の表を次のように改める。

第6条第2項	利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども	利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども
	同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども	同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
第13条第2項	法第27条第3項第1号に掲げる額	法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
第13条第4項 第3号イ（ア）	教育・保育給付認定子ども	教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）
第13条第4項 第3号イ（イ）	最年長者及び2番目の年長者である者	最年長者及び2番目の年長者である者並びに特別利用教育を受ける者

第37条の見出しを削り、同条第1項中「特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業については、その」を「特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「については、その利用定員の数を6名以上19名以下」を「にあつては6名以上19名以下」に、「附則第6項」を「附則第4項」に、「については、その利用定員の数を6名以上10名以下」を「にあつては6名以上10名以下」に、「については、その利用定員の数を1名」を「にあつては1名」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子

どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「認められる教育・保育給付認定子ども」を「認められる満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第4項中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第1項中「本市」を「市町村」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「本市」を「市町村」に改める。

第41条中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号及び第3号中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第2項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同条第4項中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」及び「(その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合については法第30条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合については同項第3号の規定による本市が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「(その額が現にその特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合については法第30条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額(その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合については同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額(その額が現にその特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削る。

第46条第5号中「教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地

域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する本市」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条前段中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第50条に次の表を加える。

第11条	教育・保育給付認定子どもについて	教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について
第12条の見出し	教育・保育	地域型保育
第14条の見出し	施設型給付費	地域型給付費
第14条第1項	施設型給付費	地域型保育給付費
第14条第2項	特定教育・保育提供証明書	特定地域型保育提供証明書
第19条	施設型給付費	地域型保育給付費

第51条第2項中「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第51条第3項に次の表を加える。

第39条第2項	利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども	利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども
	満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）	同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、その特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）
	同号に掲げる小学校就学前子ども	同項第3号に掲げる小学校就学前子ども
	法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、	抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、その特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により

第43条第1項	教育・保育給付認定保護者	教育・保育給付認定保護者 (特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)
第43条第2項	法第29条第3項第1号に掲げる額	法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
第43条第3項	前2項	前項
第43条第4項	前3項	前2項
	掲げる費用	掲げる費用及び食事の提供 (第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用
第43条第5項	前各項	前3項

第52条第2項中「その特別利用地域型保育」を「、その特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、前節」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第52条第3項に次の表を加える。

第43条第1項	教育・保育給付認定保護者	教育・保育給付認定保護者 (特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)
	法第29条第3項第2号に掲げる額	法第30条第2項第3号の市町村が定める額
第43条第2項	法第29条第3項第1号に掲げる額	法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
第43条第4項	掲げる費用	掲げる費用及び食事の提供 (特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用

附則第2項の表中第13条第1項の項から第13条第3項の項までを次のように改める。

第13条第1項	教育・保育給付認定保護者 (満3歳未満保育認定子ども)	教育・保育給付認定保護者 (満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)
第13条第2項	その特定教育・保育	その特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)
第13条第3項	設定する額の支払を	設定する額の支払を、市町村の同意を得て、

附則第3項中「本市」を「市町村」に改める。

附則第4項及び附則第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項<u>において準用する場合を含む。</u>)又は法第29条第5項(法第30条第4項<u>において準用する場合を含む。</u>)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、<u>法、児童福祉法及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。第13条第4項第3号ア(イ)において「政令」という。)</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ<u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項<u>の規定において準用する場合を含む。</u>)又は法第29条第5項(法第30条第4項<u>の規定において準用する場合を含む。</u>)の規定により<u>本市</u>が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、<u>法及び児童福祉法</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ<u>適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うこ</u></p>

配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2-4 (略)

第4条 (略)

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2-6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2-5 (略)

とにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2-4 (略)

(利用定員)

第4条 (略)

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2-6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2-5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るその特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）からその特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るその特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供したときは、教育・保育給付認定保護者からその特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による本市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教

育・保育給付認定保護者から、その特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定による額の支払を受けるほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

育・保育給付認定保護者から、その特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、その特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用教育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定による額の支払を受けるほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 給食に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する給食に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る

費用に限る。)

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに応じ、その教育・保育給付認定保護者及びその教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額の合算額がそれぞれの（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）

57,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、

77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに応じ、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれの（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(施設型給付費の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けたときは、教育・保育給付認定保護者に対し、その教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、そ

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けたときは、教育・保育給付認定保護者に対し、その教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教

の教育・保育給付認定子ども又はその教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合に教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかにその教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な処置をとらなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨をその施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) - (4) (略)

育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合に教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかにその教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な処置をとらなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) - (4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)－(11) (略)

(秘密保持等)

第27条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書によりその教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第30条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情について市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関して、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳

(5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)－(11) (略)

(秘密保持等)

第27条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書によりその教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第30条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情について本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関して、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書

簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、その市町村から指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容をその市町村に報告しなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、本市からの求めがあったときは、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第19条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
<u>第13条 第2項</u>	<u>法第27条第3項第1 号に掲げる額</u>	<u>法第28条第2項第2 号の内閣総理大臣が定 める基準により算定し た費用の額</u>
<u>第13条 第4項 第3号 イ(ア)</u>	<u>教育・保育給付認定子 ども</u>	<u>教育・保育給付認定子 ども（特別利用保育を 受ける者を除く。）</u>
<u>第13条 第4項 第3号 イ(イ)</u>	<u>最年長者及び2番目の 年長者である者を除く</u>	<u>最年長者及び2番目の 年長者である者を除 き、特別利用保育を受 ける者を含む</u>

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条 第2項	<u>利用の申込みに係る法 第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前 子ども</u>	<u>利用の申込みに係る法 第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前 子ども</u>
	<u>同号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子 ども</u>	<u>同項第1号又は第2号 に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教 育・保育給付認定子ど も</u>

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条 第2項	<u>利用の申込みに係る法 第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前 子どもの数</u>	<u>利用の申込みに係る法 第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前 子どもの数</u>
第13条 第4項 第3号	<u>小学校就学前子どもに 対する給食に要する費 用を除き、同項第2号 に掲げる小学校就学前 子どもについては主食 の提供に係る費用に限 る。)</u>	<u>小学校就学前子どもに 対する給食に要する費 用を除く。)</u>

第13条 第2項	法第27条第3項第1 号に掲げる額	法第28条第2項第3 号の内閣総理大臣が定 める基準により算定し た費用の額
第13条 第4項 第3号 イ(ア)	教育・保育給付認定子 ども	教育・保育給付認定子 ども（特別利用教育を 受ける者を含む。）
第13条 第4項 第3号 イ(イ)	最年長者及び2番目の 年長者である者	最年長者及び2番目の 年長者である者並びに 特別利用教育を受ける 者

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の
利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限
る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあ
っては1名以上5名以下、小規模保育事業A型（秦野市地域型
保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野
市条例第20号）第29条に規定する小規模保育事業A型をい
う。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小
規模保育事業B型をいう。） にあつては6名以上19名以下、

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業について
は、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるも
のに限る。以下この章において同じ。）の数を1名以上5名以
下、小規模保育事業A型（秦野市地域型保育事業の設備及び運
営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）第
29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保
育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型を
いう。） については、その利用定員の数を6名以上19名以

小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6名以上10名以下、居宅訪問型保育事業にあつては1名とする。

2 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、その特定地域型保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 （略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、その特定地域型保育事業所の同号に掲げる小

下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）については、その利用定員の数を6名以上10名以下、居宅訪問型保育事業については、その利用定員の数を1名とする。

2 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、その特定地域型保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 （略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、その特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る

学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超えるときは、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であるときその他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を速やかにとらなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

利用定員の総数を超えるときは、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であるときその他利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を速やかにとらなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) (略)
- (3) その特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもについては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、その特定地域型保育の提供の終了

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている教育・保育給付認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) (略)
- (3) その特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた教育・保育給付認定子ども(事業所内保育事業を利用する教育・保育給付認定子どもについては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、その特定地域型保育の提供の終了

に際して、その満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合については、その乳幼児の障害、疾病等の状態に応じて、適切かつ専門的な支援その他の便宜の提供を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 （略）

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に役立つよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者からその特定地域型保育に

に際して、その教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合については、前項の規定にかかわらず、その乳幼児の障害、疾病等の状態に応じて、適切かつ専門的な支援その他の便宜の提供を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 （略）

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に役立つよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第

係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、その特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

50条において準用する第14条において同じ。）を提供したときは、教育・保育給付認定保護者からその特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号の規定による本市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、その特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現にその特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受

3-6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)-(4) (略)

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)-(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、その特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

けるものとする。

3-6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)-(4) (略)

(5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)-(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、その特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含

第11条	教育・保育給付認定子どもについて	教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について
第12条の見出し	教育・保育	地域型保育
第14条の見出し	施設型給付費	地域型給付費
第14条第1項	施設型給付費	地域型保育給付費
第14条第2項	特定教育・保育提供証明書	特定地域型保育提供証明書
第19条	施設型給付費	地域型保育給付費

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、その特別利用地域型保育に係る法第

む。」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、その特別利用地域型保育に係る法第

19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にはその特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にはその特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

<u>第39条</u> <u>第2項</u>	<u>利用の申込みに係る法</u> <u>第19条第1項第3号</u> <u>に掲げる小学校就学前</u> <u>子ども</u>	<u>利用の申込みに係る法</u> <u>第19条第1項第1号</u> <u>に掲げる小学校就学前</u> <u>子ども</u>
	<u>満3歳未満保育認定子</u> <u>ども（特定満3歳以上</u> <u>保育認定子どもを除</u> <u>く。以下この章におい</u> <u>て同じ。）</u>	<u>同号又は同項第3号に</u> <u>掲げる小学校就学前子</u> <u>どもに該当する教育・</u> <u>保育給付認定子ども</u> <u>（第52条第1項の規</u> <u>定により特定利用地域</u> <u>型保育を提供する場合</u> <u>にあつては、その特定</u> <u>利用地域型保育の対象</u> <u>となる法第19条第1</u> <u>項第2号に掲げる小学</u> <u>校就学前子どもに該</u> <u>当する教育・保育給付</u> <u>認定子どもを含む。）</u>
	<u>同号に掲げる小学校就</u> <u>学前子ども</u>	<u>同項第3号に掲げる小</u> <u>学校就学前子ども</u>

<p><u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u></p>	<p><u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、その特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u></p>
<p><u>第43条第1項</u></p> <p><u>教育・保育給付認定保護者</u></p>	<p><u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u></p>

第43条 第2項	法第29条第3項第1 号に掲げる額	法第30条第2項第2 号の内閣総理大臣が定 める基準により算定し た費用の額
第43条 第3項	前2項	前項
第43条 第4項	前3項 掲げる費用	前2項 掲げる費用及び食事の 提供（第13条第4項 第3号ア又はイに掲げ るものを除く。）に要 する費用
第43条 第5項	前各項	前3項

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、その特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、その特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、その特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p><u>第43条</u> <u>第1項</u></p>	<p><u>教育・保育給付認定保</u> <u>護者</u></p>	<p><u>教育・保育給付認定保</u> <u>護者（特定利用地域型</u> <u>保育の対象となる法第</u> <u>19条第1項第2号に</u> <u>掲げる小学校就学前子</u> <u>どもに該当する教育・</u> <u>保育給付認定子ども</u> <u>（特定満3歳以上保育</u> <u>認定子どもに限る。）</u></p>
-----------------------------------	--	---

る教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にはその特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

		<u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>
	<u>法第29条第3項第2号に掲げる額</u>	<u>法第30条第2項第3号の市町村が定める額</u>
<u>第43条第2項</u>	<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>	<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>
<u>第43条第4項</u>	<u>掲げる費用</u>	<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>

附 則

1 (略)

附 則

1 (略)

(特定保育所に関する特例)

- 2 法附則第6条第1項に規定する特定保育所が特定教育・保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用し、第6条及び第7条の規定は適用しない。

第13条 第1項	<u>教育・保育給付認定保 護者（満3歳未満保育 認定子ども</u>	<u>教育・保育給付認定保 護者（満3歳未満保育 認定子ども（特定保育 所（法附則第6条第1 項に規定する特定保育 所をいう。次項におい て同じ。）から特定教 育・保育（保育に限 る。第19条において 同じ。）を受ける者を 除く。以下この項にお いて同じ。）</u>
-------------	--	---

(特定保育所に関する特例)

- 2 法附則第6条第1項に規定する特定保育所が特定教育・保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用し、第6条及び第7条の規定は適用しない。

第13条 第1項	<u>法第27条第3項第2 号に掲げる額（特定教 育・保育施設が特別利 用保育を提供する場合</u>	<u>その特定教育・保育施 設が特別利用保育を提 供する場合</u>
	<u>本市が定める額とし</u>	<u>本市が定める額をいい</u>
	<u>本市が定める額とす る。）をいう。</u>	<u>本市が定める額をい う。</u>

第13条 第2項	<u>その特定教育・保育</u>	<u>その特定教育・保育</u> <u>(特定保育所における</u> <u>特定教育・保育(保育</u> <u>に限る。))を除く。)</u>
第13条 第3項	<u>設定する額の支払を</u>	<u>設定する額の支払を、</u> <u>市町村の同意を得て、</u>
(略)		

3 前項の特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定による保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第13条 第2項	<u>法第27条第3項第1</u> <u>号に規定する額</u>	<u>法附則第6条第3項の</u> <u>規定により読み替えら</u> <u>れた法第28条第2項</u> <u>第1号の規定による国</u> <u>が定める基準により算</u> <u>定した費用の額</u>
第13条 第3項	<u>設定する額の支払を</u>	<u>設定する額の支払を、</u> <u>本市の同意を得て、</u>
(略)		

3 前項の特定保育所は、本市から児童福祉法第24条第1項の規定による保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して
特定教育・保育又は特別利用保育を提供するときは、当分の
間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

<u>第13条</u> <u>第1項</u>	<u>法第27条第3項第2号に掲げる額</u>	<u>法附則第9条第1項第1号イの規定による本市が定める額</u>
	<u>法第28条第2項第2号の規定による本市が定める額</u>	<u>法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定による本市が定める額</u>
	<u>同項第3号</u>	<u>法第28条第2項第3号</u>
<u>第13条</u> <u>第2項</u>	<u>法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額)</u>	<u>法附則第9条第1項第1号イの規定による国が定める基準により算定した額(その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロの規定による本市が定める額</u>

<u>法第28条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）</u>	<u>同項第2号ロ（1）の規定による国が定める基準により算定した額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ（2）の規定による本市が定める額</u>
<u>同項第3号</u>	<u>法第28条第2項第3号</u>

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

4・5 (略)

<u>第43条</u> <u>第1項</u>	<u>法第30条第2項第2号の規定による本市が定める額</u>	<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定による本市が定める額</u>
	<u>同項第3号</u>	<u>法第30条第2項第3号</u>
<u>第43条</u> <u>第2項</u>	<u>法第30条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額(その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額)</u>	<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定による国が定める基準により算定した額(その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)の規定による本市が定める額</u>
	<u>同項第3号</u>	<u>法第30条第2項第3号</u>

6・7 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて

1 改正の趣旨

幼児教育・保育の無償化に伴い、施設における食事の提供に要する費用の基準を定めるとともに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に準じて、特定教育・保育施設等の運営等の基準に係る規定を改めるものです。

なお、食事の提供に要する費用の基準については、改正前の条例に規定されていませんが、令和元年10月の無償化実施から1年を超えない期間内において、条例で定めるまでの間は、国が定めた基準が市町村の定めた基準とみなされていました。

2 改正の内容

(1) 食事の提供に要する費用の基準を定めることについて

幼児教育・保育の無償化が実施される前は、利用者負担額に含めて徴収していた3歳児クラス以上の保育利用認定子どもの副食の提供に要する費用について、施設等が徴収できることとします。ただし、国が定めた基準と同じ基準を定め、次のア又はイの表に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、無償とします。

なお、2歳児クラス以下の保育利用認定子どもに対する食事の提供に要する費用については、引き続き利用者負担額に含めて徴収します。

ア 税額の要件

利用区分	保護者及びその同一世帯員の 市町村民税所得割の合算額
認定こども園（教育利用）	77,101円未満
幼稚園	
認定こども園（保育利用）	57,700円未満 (要保護者等にあつては、 77,101円未満)
認可保育所	

イ 認定子どもの要件

利用区分	同一世帯における認定子どもの状況
認定こども園（教育利用）	小学校3年生までの子のうち、 最年長者及び2番目の年長者でない者
幼稚園	
認定こども園（保育利用）	小学校就学前までの子のうち、 最年長者及び2番目の年長者でない者
認可保育所	

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に準じて条例の規定を改めることについて

今回の改正では、主に次の整理等を行うものです。

ア 食事の提供に要する費用を免除する規定を定めるに当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置付けること。

イ 特定地域型保育事業等において、「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改めること。

ウ 特別利用保育の基準等における読替規定の整理を行うこと。

3 施行日

令和2年4月1日

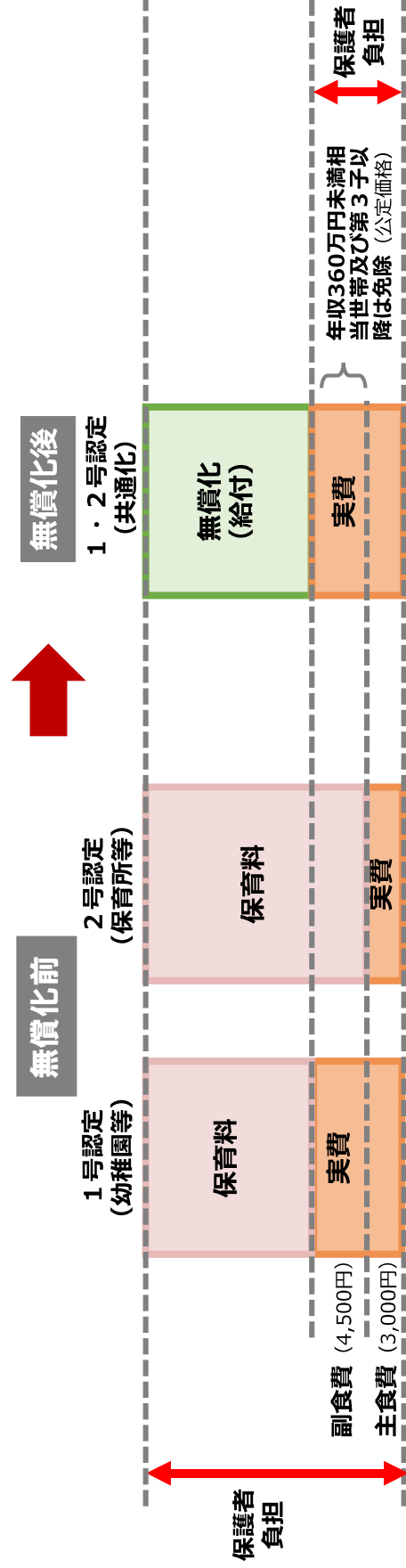
1. 認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱い及び負担減免について

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)
 保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。
 なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(1) 基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収(現在の主食費と同様)とする。
- 第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分(保育料)に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- 第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



政策会議付議事案書 (令和2年1月28日)

提案課名 交通住宅課

報告者名 橋本 修

<p>事案名</p>	<p>秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>国土交通省からの平成30年3月30日国住備第503号の通知に基づき、市営住宅の入居の際に必要な連帯保証人を不要とするものです。</p> <p>また、「公営住宅法」が改正されたことに伴い、市営住宅に不正な行為によって入居した入居者に、住宅の明渡し請求を行う際の利息年5分を、民法に規定する法定利率(年3%)とするものです。</p> <p>さらに、老朽化戸建市営住宅集約事業の一環として、桜塚住宅及び浄屋第1住宅について、市営住宅の用途を廃止するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成29年6月 民法の改正(令和2年4月1日施行)</p> <p>公営住宅法の改正(令和2年4月1日施行)</p> <p>〃 30年3月 公営住宅管理標準条例(案)の改正(連帯保証人を不要とすること)</p> <p>〃 31年4月 公営住宅管理標準条例(案)の改正(法定利率に関すること)</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市市営住宅条例の一部を次のとおり改正すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連帯保証人を不要とすること。 2 不正入居者の住宅明渡しに係る額の利息を、民法に規定する法定利率とすること。 3 桜塚住宅、浄屋第1住宅について市営住宅の用途を廃止すること。 4 施行日を令和2年4月1日とすること。 	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年2月 令和2年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出</p> <p>〃 4月 条例施行</p>	

秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

秦野市市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 住宅に困窮する低額所得者の入居手続に係る負担を軽減するため、入居の際に求めている連帯保証人を不要とすること。
- (2) 公営住宅法の一部改正に伴い、不正な手段により市営住宅に入居していた者から追加徴収する家賃に対する利息の利率について、民法に規定する法定利率とすること。
- (3) 老朽化木造戸建市営住宅集約事業の一環として、桜塚住宅及び浄屋第1住宅について、市営住宅の用途を廃止すること。

秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例

秦野市市営住宅条例（平成9年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改める。

第27条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、規則で定める連帯保証人が連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第30条第1項中「第27条第5項」を「第27条第4項」に改める。

第58条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率」に改め、同条第4項中「規定」を「いずれかの規定」に改める。

別表桜塚住宅の項及び浄屋第1住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(敷地の安全等)</p> <p>第8条 敷地が地盤の軟弱な土地、<u>崖崩れ</u>又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、その敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な処置がとられていなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第27条 入居決定者は、決定のあった日の翌日から起算して10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 市長は、入居決定者が第1項又は<u>前項</u>に規定する期間内に第1項各号に定める手続をしないときは、市営住宅の入居の決定</p>	<p>(敷地の安全等)</p> <p>第8条 敷地が地盤の軟弱な土地、<u>がけ崩れ</u>又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、その敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な処置がとられていなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第27条 入居決定者は、決定のあった日の翌日から起算して10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、規則で定める連帯保証人が連署する</u>請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 市長は、特別な事情があると認める入居決定者に対しては、<u>第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p><u>4</u> 市長は、入居決定者が第1項又は<u>第2項</u>に規定する期間内に第1項各号に定める手続をしないときは、市営住宅の入居の決</p>

を取り消すことができる。

4 (略)

(家賃の納付)

第30条 市長は、**第27条第4項**の入居可能日からその入居者が市営住宅を明け渡した日（明渡しを請求した場合は、第48条第1項若しくは第53条第1項の規定により明渡しの期限として指定した日の前日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第58条第1項の規定により明渡しを請求した日）までの間、入居者から家賃を徴収するものとする。

2-4 (略)

(住宅の明渡し請求)

第58条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、その請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に**民法（明治29年法律第89号）**に規定する法定利率による支払期後の利息を加えた額の金銭を、請求の日の翌日からその市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

定を取り消すことができる。

5 (略)

(家賃の納付)

第30条 市長は、**第27条第5項**の入居可能日からその入居者が市営住宅を明け渡した日（明渡しを請求した場合は、第48条第1項若しくは第53条第1項の規定により明渡しの期限として指定した日の前日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第58条第1項の規定により明渡しを請求した日）までの間、入居者から家賃を徴収するものとする。

2-4 (略)

(住宅の明渡し請求)

第58条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、その請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に**年5分の割合**による支払期後の利息を加えた額の金銭を、請求の日の翌日からその市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号まで、第8号又は第9号のいずれかの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、その請求を受けた者に対して、請求の日の翌日からその市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5・6 (略)

別表(第3条関係)

名称	位置
龍ヶ淵住宅	秦野市曾屋3555番地
(略)	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

4 市長は、第1項第2号から第6号まで、第8号又は第9号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、その請求を受けた者に対して、請求の日の翌日からその市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5・6 (略)

別表(第3条関係)

名称	位置
龍ヶ淵住宅	秦野市曾屋3555番地
桜塚住宅	秦野市桜町二丁目3番9号ほか
浄屋第1住宅	秦野市曾屋687番地の12ほか
(略)	

秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

1 連帯保証人の廃止

「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」（平成30年3月30日付け国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）において、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどから、今後、公営住宅の入居に際し、保証人の確保がより困難になると懸念されるため、全国の自治体に対して、連帯保証人を廃止し、「保証人の確保を公営住宅の入居の前提とすることから転換すべきである。」との見解が示されました。

この通知及び公営住宅の趣旨を勘案し、入居手続において、連帯保証人を不要とするものです。

2 適用する利率の変更

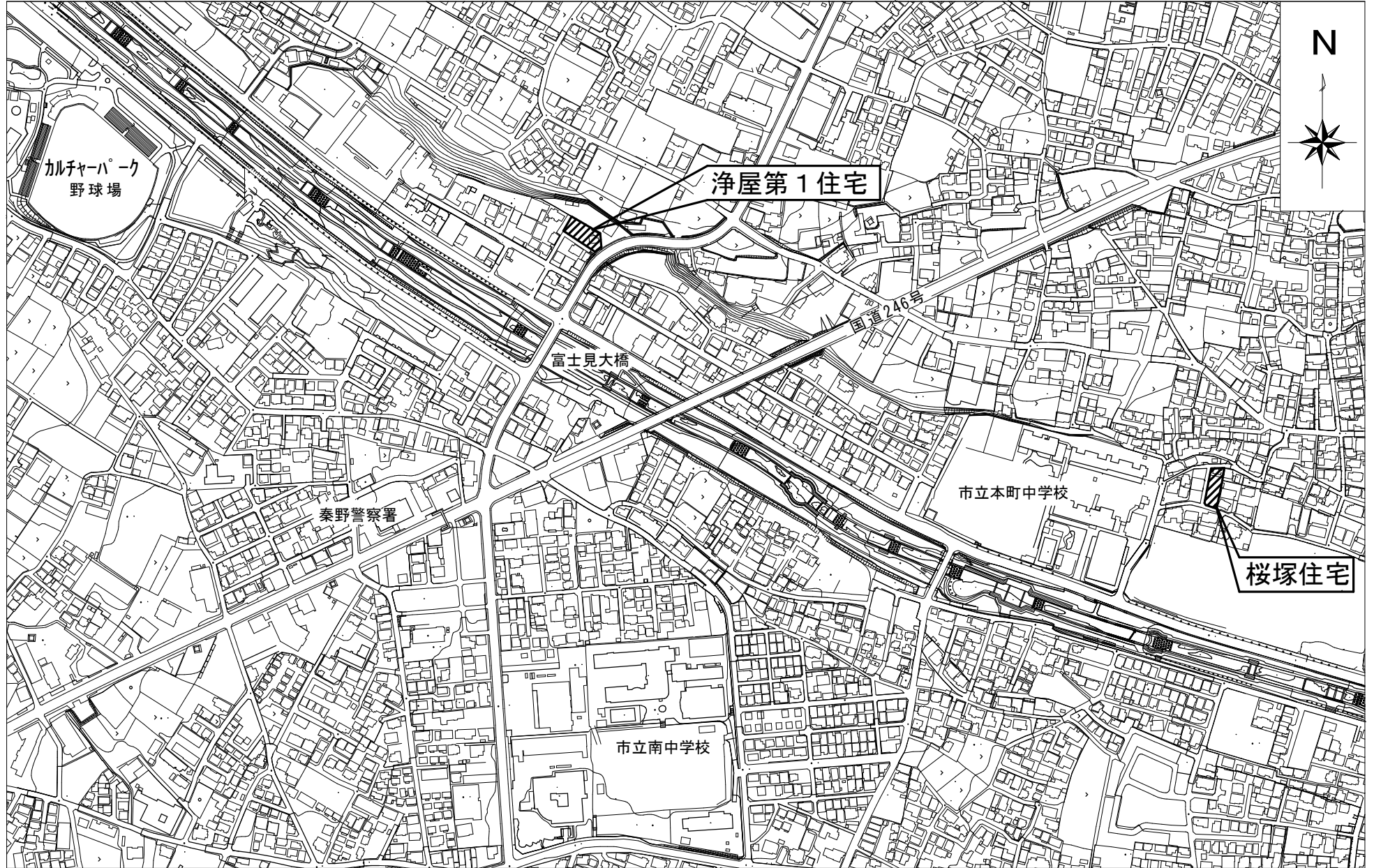
公営住宅法の一部改正に伴い、不正な手段により入居していた者から追加徴収することができる近傍同種の住宅家賃との差額に加える利息の利率について、年5パーセントの固定利率から民法に規定する法定利率（令和2年4月1日から年3パーセント。以降3年ごとに見直し）に変更するものです。

3 桜塚住宅及び浄屋第1住宅の廃止

老朽化木造戸建市営住宅集約事業により入居者の移転等が完了した2か所の市営住宅について、その用途を廃止するものです。

4 施行日

令和2年4月1日

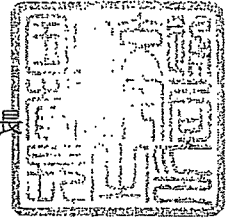


市営住宅位置図(用途廃止住宅)

平成31年4月1日

各都道府県知事
政令指定都市の長 殿

国土交通省住宅局長



「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正について

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。以下「改正法」という。）により、民法（明治29年法律第89号）における債権関係の規定の見直しが行われ、公営住宅制度に関係する改正も行われたことから、当該改正事項を踏まえ、公営住宅の管理を適正に行うよう「「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正について」（平成30年3月30日付国住備第505号）にてお願いしたところであるが、原状回復費用の取扱いについて事業主体と入居者との間で問題が生じている状況を把握したこと等を踏まえ、改正法の平成32年4月の施行まで1年となったことを契機として「公営住宅管理標準条例（案）」（平成8年10月14日建設省住総発第153号）を別添のとおり改正したので送付する。主な改正内容については下記のとおり。

なお、貴管下事業主体に対してもこの旨周知徹底を図られるとともに、公営住宅の管理について適切な指導監督を行うよう努められたい。

記

1. 入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について知事（市長）が具体的に定めなければならないことを記載（第20条関係）

（趣旨）

入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について特約を締結することとなるため、知事（市長）はその内容を具体的に定めなければならないとするもの。

2. その他所要の改正（第5条、第18条、第41条関係等）

（趣旨）

○改正法の内容を踏まえ、以下のとおり所要の改正を行うもの。

- ・入居者が家賃を支払わないときは、県（市）は敷金をその債務の弁済に充てる

こととすることを明記

- ・不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を法定利率に変更

○他法に規定されている入居者資格の条件が緩和される者をまとめて記載するもの。



国住備第503号
平成30年3月30日

各都道府県知事・政令市
住宅主務部長 殿

国土交通省 住宅局
住宅総合整備課長

公営住宅への入居に際しての取扱いについて

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、民法（明治29年法律第89号）における債権関係の規定の見直しが行われます（平成32年4月施行）。

公営住宅への入居に際しての保証人（連帯保証人を含む。以下同じ。）の取扱いについては、事業主体の判断に委ねられておりますが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなども踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、「公営住宅管理標準条例（案）」（平成8年10月14日付け住総発第153号建設省住宅局長通知。以下「標準条例（案）」という。）を改正し、保証人に関する規定を削除したことに伴い、今後の公営住宅への入居に際しての取扱いについての留意点を地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言として通知いたしますので、各事業主体におかれましては、下記事項に留意の上、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう、特段の配慮をお願いいたします。

なお、貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 民法改正等に伴う入居保証の取扱いについて

今般の民法改正により個人根保証契約において極度額の設定が必要となったことや、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されます。

住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。

このため、標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定を削除することとしたので、各事業主体においては、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いします。

その際、保証人が家賃債務の保証のみならず実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることに鑑み、入居時において、緊急時に連絡が取れるよう勤務先、親戚や知人の住所等緊急時の連絡先を提出させることが望ましいと考えられますが、緊急時の連絡先が確保できない場合にも入居の支障とならないよう、地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応をお願いいたします。

公営住宅の家賃は、入居者の収入等の状況を踏まえ、政策的視点から低廉に設定されているものであり、入居者に対し公営住宅の趣旨、目的及び家賃制度等について周知・啓発に努め、家賃の滞納があった場合には、法令等の規定に従い所要の措置を講ずることがある旨をあらかじめ理解していただくとともに、実際に家賃の滞納が生じた場合には、滞納額が累積しておよそ支払いが困難となる前に、入居者に対する家賃支払いの督促等の措置を早期に講じるとともに、民生部局とも連携して、収入等の状況や入居者の個々の事情を十分に把握し、入居者の置かれている状況に応じて個別具体的に家賃の納付指導や臨戸訪問を行うなど、適正に家賃徴収を行っていくことが重要です。

特に、所得が著しく低額又は病気等により著しく多額の支出を要する等により、やむをえず家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃の減免や徴収猶予等の負担軽減措置を講じるなど、入居者の事情に配慮した適切な対応を行っていただくようお願いします。

また、生活保護の被保護者については、「公営住宅の家賃の取扱いについて」（平成18年3月31日付け国住総第212号国土交通省住宅局総務課公営住宅管理対策官通知）により被保護者の同意及び委任状を要せずに代理納付が可能とされておりますので、公営住宅管理者と保護の実施機関との間で協議・調整等の連携を図り、適切な活用がなされるようお願いします。

さらに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）が改正され、住宅確保要配慮者に対して居住支援を行う居住支援協議会に加え居住支援法人が新たに指定されることとなりました。公営住宅においても、身寄りのない入居者や福祉的な支援が必要な家賃滞納者に対し、円滑な公営住宅への入居や入居後の見守りサービス等の支援を行っていくことが考えられることから、地域の実情等を総合的に勘案し、必要に応じて居住支援協議会のネ

ネットワークを活用するようお願いします。

仮に保証人の確保を求める場合には、改正民法の施行に伴い、新たに極度額の設定が必要となりますが、例えば「～円」、「～円(入居当初の家賃の～ヶ月分相当分)」といったようにその額を明確に定める必要があります。特に、公営住宅の家賃は入居者の収入の状況によって変動するものであることから、例えば「家賃3ヶ月分」と設定したい場合には、「入居当初」の家賃の3ヶ月分であることを明記するなど、その額が変動しないものとするに注意が必要です。

また、保証人の確保を求める場合であっても、住宅に困窮する低額所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないよう、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど、特段の配慮を行っていくことが必要です。

さらに、昨年10月に家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)に基づく家賃債務保証業者登録制度が開始されたところですが、家賃債務保証業者等による機関保証が今後ますます活用されていくことが見込まれることなどを踏まえ、公営住宅への入居に際して、必要に応じて機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要です。

なお、機関保証については、保証限度や免責事項など保証内容に応じて保証料が設定されることなどを踏まえ、家賃債務保証業者等と十分に協議の上、入居者の状況や地域の実情等を踏まえた適切な保証内容となるように留意することが必要です。

第二 その他の民法改正に伴う留意点について

今般の民法改正においては、個人根保証契約の極度額の設定(第465条の2)のほかにも、公営住宅制度に係るものとしては以下のような改正が行われたところではあります。

- ・保証人の請求による債務の履行状況に関する情報提供義務(第458条の2)
- ・主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務(第458条の3)
- ・賃借人による修繕(第607条の2)
- ・賃借物の一部滅失等による賃料の減額等(第611条)
- ・賃借人の原状回復義務(第621条)

今回の改正により、保証人への情報提供義務が規定されたことを踏まえ、保証人に対して的確に情報提供を行っていくことが必要となるほか、賃借人による修繕や一部滅失等の規定が整備されたことを踏まえ、事業主体においては、必要に応じて適切に修繕を実施するなど公営住宅の管理を適正に行うようお願いいたします。

なお、民間賃貸住宅については、賃貸住宅標準契約書が改定され、新たに家賃債務保証業者型や連帯保証人型において極度額の記載欄を設けた標準契約書が作成されるとともに、民法の改正内容を反映させた改定が行われておりますので、その旨申し添えます。

(参考) 民間賃貸住宅における判例 (平成9年11月13日最高裁判決)

賃借人が継続的に賃料の支払を怠っているにもかかわらず、賃貸人が、保証人にその旨を連絡するようなこともなく、いたずらに契約を更新させているなどの場合に保証債務の履行を請求することが信義則に反するとして否定されることがあり得ることはいうまでもない。

政策会議付議事案書 (令和2年1月28日)

提案課名 交通住宅課

報告者名 橋本 修

<p>事案名</p>	<p>秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>平成28年4月1日に施行され、平成29年2月1日より入居を開始した定住化促進住宅ミライエ秦野について、現在、入居世帯の内訳が市内からの転居世帯と市外からの転入世帯が同数となっています。</p> <p>そこで、子育て夫婦が扶養している子の対象年齢を引き上げるとともに、市外からの入居申込者の優先入居等を行い、市外から本市への定住促進を図り、人口減少対策に役立てるため、秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>経過</p> <p>平成28年4月 「秦野市定住化促進住宅条例」の施行</p> <p>〃 29年2月 ミライエ秦野入居開始</p> <p>検討結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 少子高齢化、人口減少対策として市外からの定住を促進する。 2 市内での空家、空室の増加に対し市内での転居は地元の不動産業者に任せ、民業の圧迫を防ぐ。 3 助成金については、市外からの定住者に特化し本市への定住を促進する。 	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市定住化促進住宅条例の一部を次のとおり改正すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て夫婦が扶養している子の対象を、小学校卒業前まで拡大すること。 2 市外からの入居申込を優先とすること。 3 市外からの入居者のみ住宅購入の助成を行うこととすること。 4 施行前に入居者については、従前の条件により処理すること。 5 施行日を令和2年4月1日とすること。 	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年2月 令和2年3月第1回市議会定例会に条例改正議案を提出</p> <p>〃 4月 条例施行</p>	

秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正することについて

秦野市定住化促進住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

本市への転入及び定住を促進するため、次のとおり改正するものであります。

- (1) 入居の資格である「子育て夫婦」が扶養している子の要件を小学校就学前から小学校卒業前に緩和すること。
- (2) 入居申込みの期間を定めるとともに、市外在住者の入居申込みの決定を優先すること。
- (3) 市内に住宅を購入したことを理由に退去する入居者に交付する助成金の対象者を市外からの入居者に限定すること。

秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正する条例

秦野市定住化促進住宅条例（平成28年秦野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「小学校就学前」を「小学校卒業前」に改める。

第5条第2項中「中から」の次に「、次の各号に掲げる申込者に応じ、それぞれの各号に定める期間における」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第2号に定める期間内に第1号及び第2号に掲げる者のそれぞれから申込みがあったときは、第1号に掲げる者の入居の決定を優先する。

第5条第2項に次の各号を加える。

- (1) 申込者又はその配偶者が、申込日前3か月以内において本市に住民登録をしていない者 通年
- (2) 前号に掲げる者以外の者 市長が別に定める期間

第6条第1項中「前条第2項」を「前条第2項前段」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「本市内に住宅を購入したことを理由に退去する入居者が」を「第5条第2項第1号に該当して申込みをした入居者が、本市内に住宅を購入したことを理由に退去するため」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市定住化促進住宅条例の規定は、施行日以後にミライエ秦野に入居する者について適用し、施行日前にミライエ秦野に入居した者については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子育て夫婦 世帯主及びその配偶者が扶養している子が<u>小学校卒業前</u>の児童のみである夫婦をいう。</p> <p>(入居の申込み等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申込みがあったときは、入居の資格を有する者の中から、<u>次の各号に掲げる申込者に応じ、それぞれの各号に定める期間における申込みの順に入居者を決定し、その結果を文書により申込者に通知する。この場合において、第2号に定める期間内に第1号及び第2号に掲げる者のそれぞれから申込みがあったときは、第1号に掲げる者の入居の決定を優先する。</u></p> <p>(1) <u>申込者又はその配偶者が、申込日前3か月以内において本市に住民登録をしていない者 通年</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者以外の者 市長が別に定める期間</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子育て夫婦 世帯主及びその配偶者が扶養している子が<u>小学校就学前</u>の児童のみである夫婦をいう。</p> <p>(入居の申込み等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申込みがあったときは、入居の資格を有する者の中から申込みの順に入居者を決定し、その結果を文書により申込者に通知する。</p> <p>3 (略)</p>

(入居の手続)

第6条 前条第2項前段の規定によりミライエ秦野に入居することができる旨の決定の通知を受けた者（以下「入居対象者」という。）は、連帯保証人と連署した賃貸借契約書を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(住宅購入に対する助成)

第21条 市長は、第5条第2項第1号に該当して申込みをした入居者が、本市内に住宅を購入したことを理由に退去するため住戸を明け渡したときは、その住宅について次の各号のいずれにも該当するときに限り、規則で定めるところによりその住宅購入の費用の一部を助成する。

(1)・(2) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市定住化促進住宅条例の規定

(入居の手続)

第6条 前条第2項の規定によりミライエ秦野に入居することができる旨の決定の通知を受けた者（以下「入居対象者」という。）は、連帯保証人と連署した賃貸借契約書を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(住宅購入に対する助成)

第21条 市長は、本市内に住宅を購入したことを理由に退去する入居者が住戸を明け渡したときは、その住宅について次の各号のいずれにも該当するときに限り、規則で定めるところによりその住宅購入の費用の一部を助成する。

(1)・(2) (略)

は、施行日以後にミライエ秦野に入居する者について適用し、
施行日前にミライエ秦野に入居した者については、なお従前の
例による。

秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

秦野市定住化促進住宅ミライエ秦野については、平成29年2月1日から入居を開始しましたが、現在の入居世帯の内訳は、市内からの転居世帯と市外からの転入世帯が同数となっています。

そこで、市外から本市への定住促進を図り、人口減少対策に役立てるため、条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の概要

(1) 子育て夫婦が扶養している子の要件を小学校卒業前に緩和

本市への定住の足がかりとして、子育て夫婦向けに整備したミライエ秦野に、より入居しやすくするため、子育て夫婦が扶養している子の要件を小学校就学前から小学校卒業前に緩和するものです。

(2) 市外からの入居申込みを優先

市外からの入居者が全体の半数である現状を勘案し、市外から本市への定住を優先するため、市外からの申込者は先着順に随時入居とし、市内からの申込者は募集期間（おおむね6か月に1回）を設け受け付けるものです。

(3) 市外からの入居者への助成

市外からの本市への定住を促進するため、住宅購入助成金の対象者を市外からの入居者が市内に住宅を購入した場合に限定するものです。

3 条例改正の施行日

令和2年4月1日

政策会議付議事案書 (令和2年1月28日)

提案課名 学校教育課

報告者名 久保田 貴 上條 秀香

事案名	学校給食センターの整備・運営に係る「事業契約」について	資料 有
目的・必要性	ハーベストネクストグループと協議を進めている事業内容について、次のとおり契約方針を定めてグループと交渉し、本年度内に事業契約を締結するものです。	
経過・検討結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 受注者（企業グループ）を募集〔令和元年7月25日～10月4日〕 2 選定委員会が受注候補者を選定〔令和元年10月24日〕 3 臨時議員連絡会で事業提案の概要及び基本協定（案）を報告〔令和元年12月23日〕 4 ハーベストネクストグループと基本協定を締結〔令和元年12月25日〕 5 受注者及び事業提案概要を公表（記者発表）〔令和2年1月10日〕 6 第4回選定委員会で契約骨子について意見を聴取〔令和2年1月17日〕 7 1月定例教育委員会会議で契約骨子について協議〔令和2年1月17日〕 	
決定等を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業契約の期間 契約締結日の翌日から令和23年11月30日まで （準備期間1年8か月、事業期間20年） 2 受注者が行う業務 (1) 施設整備業務（設計、工事監理、建設及び調理設備等調達） (2) 運營業務（開業準備、調理、衛生管理、配送・回収及び維持管理等） 3 学校給食センターの建設及び運営等 (1) 受注者は、自己の責任と費用により、学校給食センターを設計して建設期間内に完成し、将来にわたり所有することとします。 (2) 学校給食センター施設内には、市の担当職員が常駐する事務室を設置し、市と受注者が連携して学校給食事業を運営します。 4 受注者が提供するサービス及びサービスの対価 (1) 受注者が行う業務は、学校給食センターの整備及び運営に関して受注者が提供する「一体のサービス」とし、市はこれを購入してサービスの対価（サービス購入料）を受注者に支払うこととします。 (2) サービス購入料の総額は、68億9,969万56円の範囲内とし、その内訳は次のとおりとします。 ア 当初事業費（提案金額） 59億9,969万56円 イ 将来負担費（変動リスク分） 9億円 	

<p>決定等を要する事項</p>	<p>(3) 受注者は、各業務の当初事業費及び将来負担費の内訳を記載した「事業計画書」を市に提出し、市と受注者は事業計画を基に協議の上、各年度のサービス購入料を決定します。</p> <p>その際、原則として、当初事業費は事業期間にわたる割賦払いとして固定し、将来負担費は、別途定める基準に基づき、一定期間ごとに市と受注者が協議の上で決定することとします。</p> <p>5 サービス水準の測定及び評価（モニタリングの実施）</p> <p>(1) 市は、自己の責任と費用により、受注者が提供するサービスの水準について一定期間ごとに測定及び評価（モニタリング）を行い、その結果を受注者に通知します。</p> <p>(2) 市は、モニタリングの結果、受注者が提供するサービスが市の求める水準に達していないと認めた場合は、受注者に是正を求めるとともに、別途定める基準に基づき、サービス購入料を減額できることとします。</p> <p>6 付帯事業の実施、権利の処分等</p> <p>受注者は、次の行為を行おうとする場合は、あらかじめ市に対して具体的内容を明らかにし、書面による承認を得ることとします。</p> <p>(1) 学校給食センターを活用し、本市の学校給食以外の事業を行うとする場合</p> <p>(2) サービス購入料請求権又は事業契約に基づき市に対して有する一切の権利等を処分しようとする場合</p> <p>7 契約の解除</p> <p>市及び受注者は、契約における重要な義務に違反した場合等、別途定める事項に該当すると認めた場合は、互いに契約を解除できることとします。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員連絡会で「事業契約の骨子」を報告（令和2年2月14日） 2 事業契約書の決定〔教育委員会会議（令和2年3月19日）〕 3 ハーベストネクストグループと「事業契約」を締結（令和2年3月下旬） 4 設計業務〔基本設計の確定（令和2年5月）、実施設計の確定（令和2年11月）〕 5 建設業務（令和2年12月～令和3年9月） 6 開業準備業務〔施設見学会（試食会）等の開催を含む。〕（令和3年10・11月） 7 中学校9校で完全実施（令和3年12月）